

法第 2 条（用語の定義）延焼のおそれのある部分

建築物相互をつなぐ開放の渡り廊下と建築物の関係

吹きさらしの渡り廊下（接続される建築物と独立した構造であり、主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。）と、渡り廊下により接続される建築物との関係は、次による。

- ① 吹きさらしの渡り廊下は法第 2 条第 6 号ただし書の「その他これらに類するもの」として扱い、接続される建築物には延焼のおそれのある部分を生じない。
- ② 吹きさらしの渡り廊下と接続される建築物とが接する部分の出入口である開口部には、防火設備の設置を要しない。